

昌子の広場

第106報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい



上伯太線問題で和泉市が 前市長等に損害賠償請求 オンブズ活動について

目次

- ・上伯太線問題で和泉市が前市長等に損害賠償請求 P1
- ・オンブズ活動について P2,3
- ・市民の方から、昌子の広場 P4

市が上伯太線問題で前市長等に損害賠償請求

堺泉州 13版 △ 2010年(平成22年)6月16日 水曜日 享月

4500万円賠償請求

不適切な整備問題 和泉市、前市長らに

市長らに賠償請求

和泉市道の工事用地にあつた野球場の代替地を整備した際、議会の承認や入札など正式な手続きを前市長らが行った問題で、市は前市長らに賠償を請求する。賠償額は4500万円を予定している。市は、野球場を隣接地へ移転させた問題で、前市長らに賠償を請求する。賠償額は4500万円を予定している。市は、野球場を隣接地へ移転させた問題で、前市長らに賠償を請求する。賠償額は4500万円を予定している。

和泉市道の工事用地にあつた野球場の代替地を整備した際、議会の承認や入札など正式な手続きを前市長らが行った問題で、市は前市長らに賠償を請求する。賠償額は4500万円を予定している。市は、野球場を隣接地へ移転させた問題で、前市長らに賠償を請求する。賠償額は4500万円を予定している。

和泉市は上伯太線道路整備事業で、リトルリーグの少年野球チームの為に、松尾寺に代替グラウンドを設置した事で市に損害を与えたとして、前井坂市長、前松田副市長、関連した部長、次長に損害賠償請求をしました。7月15日までに市に支払いが無いときは損害賠償請求訴訟を起こすとしています。

この問題は、昨年の12月に多数の市民から住民監査請求が起こされ、市の監査委員は請求を認めなかった為、オンブズ和泉の代表が今年の2月に住民訴訟を起こしていました。当初市は損害賠償請求の相手方は前市長のみとし、関連する職員は懲戒処分に止め、前市長についても住民訴訟の状況を見て対応するとしていました。所が市は前市長に損害賠償を求めるとしているにも拘わらず、住民訴訟で請求の棄却(前市長に損害賠償を求めるとして請求の棄却)を求めたため、二枚舌と新聞で批判されて

いました。今回市は、損害賠償請求の対象を住民訴訟と同様の4名に拡張し、住民訴訟を待たないで損害賠償請求に踏み切ったものです。

私は議会で、何故市が請求しないのかと何度も質問していましたが、頑として受け付けませんでした。今回市は早期の問題解決を図るためとして、損害賠償請求に踏み切ったことで、被告(前市長ら)は補助参加でなく、全面的に主張できるメリットがあります。一方住民訴訟との関係ですが、請求額が住民訴訟より今回の方が1千万円近くも少なく、その理由が納得できないので、オンブズ和泉代表は住民訴訟を取り下げないで訴訟を維持する方針であると言っています。いずれにしても早期にこの問題の真相を明らかにし、2度とこのような不適切な行為が起こらないようにすべきです。

公金違法支出訴訟

和泉市二枚舌

議会でも市長に賠償請求

法廷で棄却を「対決姿勢」

和泉市は上伯太線道路整備事業で、リトルリーグの少年野球チームの為に、松尾寺に代替グラウンドを設置した事で市に損害を与えたとして、前井坂市長、前松田副市長、関連した部長、次長に損害賠償請求をしました。7月15日までに市に支払いが無いときは損害賠償請求訴訟を起こすとしています。

この問題は、昨年の12月に多数の市民から住民監査請求が起こされ、市の監査委員は請求を認めなかった為、オンブズ和泉の代表が今年の2月に住民訴訟を起こしていました。当初市は損害賠償請求の相手方は前市長のみとし、関連する職員は懲戒処分に止め、前市長についても住民訴訟の状況を見て対応するとしていました。所が市は前市長に損害賠償を求めるとしているにも拘わらず、住民訴訟で請求の棄却(前市長に損害賠償を求めるとして請求の棄却)を求めたため、二枚舌と新聞で批判されて

市民の方から意見「あんな立派な和泉箱の記載台が要るの？」

市民の方からのお問い合わせがありましたので、いずみ箱の記載台の経費や用紙について担当課にお聞きしました。

市役所と和泉シティプラザに置かれている記載台は大阪美術専門学校が製作し、値段は**2台で47万円**。素材は集成材です。

南部リージョンセンター・オークワいずみ中央・オークワ納花・サンエー光明台・鶴山台サービスセンターにおかれている5台はシルバー人材センターが製作し、5台で33万円。鶴山台サービスセンターは集成材ですが他は鉄で製作されました。

鉄を使用した理由はスーパー等での設置のため、簡単に動かせないようにしたいとのスーパー側の意向にそったそうです。

用紙は市役所で見かけたものはピンク色の画用紙でしたが、これらは印刷代**1000枚で7980円**(税込み)。市役所の情報コーナー前におかれている記載台を初めてみたときに、ずいぶん豪華だと感じましたがやはりこれだけのお金がかかっていたのですね。

市民の方の声を多く聞きたいという発想は優れていると思いますが、これだけの費用をかける必要があったかは意見が分かれるところです。

不要になった役所の事務机で代用させる方法なら、費用はかかりません。

また用紙についても画用紙のような質のいい厚紙が必要なのかも再考の余地はありそうですね。この点は担当課も認識しており、在庫が無くなればもっと経費のかからない用紙を考えているようです。

私に質問をお寄せいただいた方は、岸和田市の事例をご紹介くださいました。駅の一部にポストが置かれ、市政に関することを投函するようになっているそうですが、用紙はよく見かける普通紙だそうです。

財政が大変厳しい時に小さな事の積み重ねが必要では無いでしょうか。



昌子の日記

- 6/1 和泉中央駅会報配布、戦没者追悼式、社会教育委員会傍聴
- 6/2 和泉中央駅会報配布、大阪高裁(合意充当)
- 6/3 和泉中央駅会報配布、男女共同参画審議会傍聴、自治基本条例再検討委員会傍聴
- 6/4 和泉中央駅会報配布、共創和泉行財政懇話会傍聴、議会運営委員会

- 6/5 万葉講座
- 6/7 信太山駅会報配布、生活排水対策推進協議会傍聴
- 6/8 和泉府中駅会報配布、性感染症予防啓発講演会(南池田中学校)、辛坊次郎講演会
- 6/10 北信太駅会報配布、教育委員会定例会傍聴
- 6/11 本会議
- 6/14 和泉府中駅会報配布、厚生文教委員会傍聴
- 6/15 都市環境委員会傍聴
- 6/16 総務安全委員会、事務所運営委員会
- 6/17 議会運営委員会
- 6/18 和泉中央駅会報配布
- 6/21 和泉中央駅会報配布
- 6/22-24 一般質問
- 6/25 本会議、議会便り編集委員会、かがやけ石尾っ子の会
- 6/29 岸和田法務局
- 6/30 大阪地裁(ダンジリ裁判)、ごみ学習会

<市政報告会>

- ・日時 7月31日(土)14時~16時
- ・場所 小林昌子事務所(Tel 54-2626)
- ・テーマ 市政のこと何でも話し合いしませんか
あわせて6月議会報告

資料準備の為、参加御希望の方は上の電話まで御連絡下さい。(飛び入りも歓迎します)

<事務所行事>いづれも小林昌子事務所

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626
事務所 TEL 0725-53-4451
(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
 - ・会費 1,000円(3か月分) 14-16時
 - ・83回 7/10(土) 遣唐使物語~命懸けの留学生・学問僧たち~
 - ・84回 9/11(土) 平城京周辺万葉口マン紀行
 - ・85回 10/17(日) 万葉バスツアー
平城遷都1300年祭~人恋ふる佐保路へ~
- <途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます>

ちぎ絵

- ・講師 西原志満子さん・材料費実費 参加費無料
- ・7月14日(水)13時~16時

パソコン講座(参加費無料)

- ・第2、第4週の火曜 10時~12時、
同じく 木曜 14時~16時
- ・申し訳ありませんが現在定員一杯です。新規の方は少しお待ちいただくことになります。

市政相談会

- ・第2、4水曜日 20:00~21:30

オンブズ和泉活動報告

和泉市の公金の適正使用を求めて、議会活動とオンブズ活動を両輪に活動しています。訴訟は弁護士に依頼せず本人訴訟で戦っていますが、初めて勝訴の判決が出ました。

<住民監査請求と住民訴訟案件> ☆印 私が原告となって訴訟参加しているもの

①	テーマ	内容	現状及び結果
	互助会問題 ☆	ヤミ退職金の支給のために違法に支出した互助会への補給金の返還及び退会給付金制度廃止に伴う積立金を職員で山分けしたことが違法として訴えた訴訟	ヤミ退職金の違法性を認定 退会給付金制度廃止に伴う返還金で損害賠償は相殺（形式的には敗訴、実質勝訴）
②	市長給与返還訴訟	元市長が逮捕・拘留期間中の給与を全額受領したのが違法として返還を求めた訴訟	市長の給与は市長の職に対し支給されるところとして1審、2審とも敗訴
③	議員への市民の葬儀情報提供訴訟	議員が葬儀に参列するため市民の葬儀情報を提供することは、本来の議員活動と何ら関係のない行為への不当な支出で個人情報保護条例にも抵触する違法な事務であるとして訴えた訴訟	葬儀参列が選挙の為であることを否定できないとしたが、葬儀に参列して市民の要望を聞くことも議員の職務として棄却（敗訴）
④	弥生博物館横用地の先行取得訴訟 ☆	大阪府の依頼で公社が先行取得した土地が、大阪府が約束通り買い上げないため、土地の値下がりや金利等で和泉市に多大の損失が発生しており、早期に大阪府に買上を求めた訴訟	大阪府との買い上げ約束の事実は認定したが、相互の取り決めた書面の法的効果を否定し敗訴
⑤	監査委員の業務懈怠訴訟	住民監査請求の監査結果に他の自治体の監査結果をそのままコピーしたのは監査委員の責任と義務を放棄したもので、その間の報酬を受けるのは違法として訴えた訴訟	コピーの事実は認定したが、監査の業務は行っているとして棄却（敗訴）
⑥	大阪府の市町村振興補助金の支出差し止め訴訟	大阪府の和泉市に対する行財政の健全化を目的とする市町村振興補助金は、弥生博物館横用地の問題でその金利分を和泉市に補助するもので、補助金の目的に反して違法	和泉市が申請を取り下げたので、本訴訟を取り下げ 実質勝訴
⑦	大阪府議会議員の費用弁償訴訟	府議会議員が去で認められていない会議の出席に対し費用弁償を支出するのは違法。更に費用弁償の金額も交通費を遙かに上回るもので、数分の会議に対しても支給されるのは市民感覚からしても認められないとして訴えた訴訟	1審、2審とも敗訴 大阪府は費用弁償制度を廃止し、一定の成果を得たもの
⑧	イチゴハウスへの補助金返還訴訟	建築確認を受けていない違法建築物に対する補助金の返還を求める訴訟。イチゴハウスは建築物で農地転換が必要であるにも拘わらずそれを怠っているとして訴えた訴訟	敗訴 建築確認の未取得は違法であるが、補助金の返還まで必要なし
⑨	非常勤職員への期末手当の支給 ★	非常勤職員には報酬と交通費などの費用弁償しか支給でき何にも拘わらず、期末手当を支給	住民訴訟提訴 市は期末手当を廃止 9月3日判決予定
⑩	違法な弁済充当 ☆	互助会訴訟で、認定された損害賠償に対し、これと無関係な退会給付金制度廃止に伴う返還金でこの債権を弁済することに市長が合意した。違法な合意で市に損害を与えた。	住民訴訟提訴 1審勝訴（市が互助会に1.46億円の請求を行わないのは違法） 市が控訴
⑪	会館助成金不正請求 ☆	自治会や町会館への建設等に関する助成金を使ってダンジリ倉庫を建設したのは違法	住民訴訟提訴 結審間近
⑫	上伯太線問題 ★	上伯太線道路整備事業に関し、任意の少年野球に代替グラウンドを設置したのは市民の税金の無駄遣いで関与した前市長等に損害賠償を求める	住民訴訟提訴

★印 現在係争中のものです



引き続き職員の不祥事

最近和泉市職員の不祥事が引き続いて起こっています。

- () 内は処分と市の損害
- 上伯太線問題（前市長等に損害賠償請求、関係職員に降格等懲戒処分 約5千万円）上伯太線橋梁工事で、任意の少年野球の球団の為に暫定グラウンドを設置した
- 前市長名で税額通知を発送（訓告処分 約200万円）市長交代時に市長名の変更を失念し、前市長名で1万通以上の税額通知を発行。再度の郵送料の損害を受けたと同時に市の名誉を失墜
- 松原市の用紙で乳ガン通知発送（処分無し 実損無し）委託先が用紙を誤って使用して発送。損害は委託先が負担したが市の名誉を失墜
- 府補助金の不正受給（文書厳重注意 実損無し）献血協会が本来返還すべき補助金の返還を怠っていた
- 介護保険の誤申請（未定 約1500万円）被保険者の所得を誤って高額に申請し、交付金が少なくなったもので、大阪府から2度に渡り誤りが無いかチェックするよう指導を受けていたが、誤りは是正されず申請不祥事の発生原因は一様ではありませんが、コンプライアンスの軽視による馴れ合い体質、公金に対する認識の甘さ、職務に対する緊張感の欠如によりケアレスミスがあげられます。市は不祥事が起こる度に、綱紀粛正、職員研修などの対策を講じていますが、このような不祥事の続発は尋常ではなく、従来の対策が空回りし、実効ある対策とはなっていないものと思います。

★オンブズ和泉は

オンブズマンはこれらの不祥事を受けて、市民の目線で厳しく対応することが今後の再発防止のためにも必要と考え

- 上伯太線問題は市の損害賠償に先駆け、昨年12月に住民監査請求、今年の2月に住民訴訟を起こしました。
- 前市長名での誤通知及び介護保険の問題については住民監査請求を起こすべく検討中です。

オンブズ活動とは

オンブズ活動は市が違法に或いは不当に市民の税金を使っていないかどうか監視する活動で、大阪市の「見張り番」が有名です。オンブズ和泉はその和泉市版です。

住民監査請求は市に代わって市の監査委員に違法なお金の使い方があるので、監査して欲しいと請求するものです。市民であれば誰でも又一人でも請求出来ます。請求があれば市の監査委員は2ヶ月以内に監査結果を出さねばなりません。監査請求が出来るのは、財務会計行為とってお金に関するものしか請求出来ません。例えば和泉市の環境行政が不十分だとか、市民サービスをもっと手厚くして欲しい等は対象となりません。住民訴訟とは住民監査請求の結果に不満な時に起こす裁判で、例えば市長などに損害賠償請求を起こすよう求める訴訟です。住民監査請求をしていなければ訴訟を起こせません。又監査結果が出てから一ヶ月以内に提訴しなければなりません。訴訟で勝訴しても原告の住民には直接何の利益もありません。訴訟を通じてお金の正しい使い方を実現することを目的としているもので、その点で言えば究極のボランティアと言えるでしょう。最初の互助会の裁判は弁護士にお願いしましたが、費用の問題もありその後は本人訴訟で戦っています。裁判所も素人には親切でなんとか訴訟が続けられています。

☆初の勝訴判決

今まで12件の住民訴訟を起こしていましたが、裁判を起こしたため制度を変えたり、廃止したり等一定の成果は得られていましたが裁判では敗訴が続いていました。しかし先般初めて勝訴の判決が出ました。市が大阪府市町村職員互助会へ1.46億円の請求をしないことは違法であるとの判決です。市はこの判決を受け入れれば互助会に1.46億円の請求が行えるにも拘わらず、他の自治体との関係を重視し大阪高裁に控訴しました。6月2日に初めての口頭弁論があり即日結審の流れでしたが、補助参加の互助会から異議があり、次回もう一回行うことになりましたがそれで結審すると思います。判決は意外と早いのでは無いかと思っています。